

〔事案 2019-4〕 転換契約無効請求

・令和2年2月5日 裁定不調

<事案の概要>

転換時に虚偽説明等があったことを理由として、既払込保険料等の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成15年9月に契約した終身保険（契約①）を、平成25年8月に終身保険（契約②）に転換したが、以下の理由により、契約②の既払込保険料および保険料に充当された契約①の責任準備金等を返還してほしい。

- (1) 転換時、募集人に対して、家族型の特約が付加された契約①の更新を希望したが、「会社の商品として家族型がなくなった」等と説明され、同特約のない契約②への転換を余儀なくされた。
- (2) 募集人は、契約①の責任準備金等が契約②の保険料に充当されることについて説明しなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転換時、家族型の特約が付加された契約①の更新を希望する意向を申立人から伝えられていない。
- (2) 平成19年10月から、新契約については同特約の取り扱いはしない方針となったが、同特約の付加されている旧来契約を更新することは可能であった。
- (3) 契約①の責任準備金等を利用した転換による保障見直しを行うこと等について、設計書を用いて適切に説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が募集人に対して、家族型の特約を重視して契約①の更新を希望する意向を明示したとは認められず、募集人が、設計書や申込書に記載されている責任準備金の充当関係について記載と異なる説明を行ったとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から受諾しないとの回答があったため、裁定不調として手続を終了した。

- (1) 申立人は、募集人から家族型の特約の取り扱いが終了した旨の発言を聞いた際に、同特約を更新できないものと捉えた可能性がある。
- (2) 募集人は、平成24年に申立人の妻の医療終身保険（申立外契約）を契約しており、その際、契約①に付加されていた家族型の特約との医療保障の重複について、注意喚起することがより親切であった。